

# 徳島県妊孕性検査支援事業 Q&A

(R5.12時点)

(1)助成要件・助成内容について			
Q1	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	A1	妊孕性を知るための(不妊)検査(保険適用外の検査)が対象です。 男性の精液検査、女性の抗ミューラー管ホルモン検査は必須検査です。 ※ただし、「人工授精」や「特定不妊治療(体外受精・顕微授精)」を開始した場合は、その後の検査は助成対象外となります。 検査項目等でご不明なことがあれば検査を受けた医療機関に確認してください。
Q2	必須検査を設ける理由はなんですか。	A2	不妊については男性側にも女性側にも同じくらいの割合で原因があることから、妊孕性にかかる検査は夫婦で受けることが大切です。 男性には精液を調べる検査を、女性には卵巣の機能が年齢相当であるかを調べる抗ミューラー管ホルモン検査(AMH)を必須検査としています。
Q3	必須検査等の結果説明は受けられますか。	A3	本県では、検査結果を正しく理解した上で、今後のライフプランの決定に活かしていただくため、検査を実施した医療機関の医師から、結果説明をいただくこととしています。 なお、検査実施医療機関は、産婦人科の専門医や生殖専門医がいる医療機関に限定し、受検について十分な説明が可能な体制を整備しています。
Q4	助成の対象となる要件はなんですか。	A4	申請日時点で法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしている方が対象です。 ①過去に不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精)を受けたことがないこと ②助成の申請時に、夫婦の一方又は双方が徳島県内に住所を有していること ③検査開始日における妻の年齢が40歳未満であること ④事業対象医療機関で、夫婦ともに検査を受けていること(夫婦のいずれかが検査を開始して1年以内にもう一方が検査をすること)
Q5	助成の対象者に「不妊治療を受けたことがないこと」とあるが、自費診療分だけが対象ということですか。	A5	自費診療でも保険診療でも、不妊治療(人工授精、体外受精、顕微授精)を受けたことがある場合は対象外です。

Q6	夫の年齢に制限はありますか。	A6	ありません。
Q7	所得の制限はありますか。	A7	ありません。
Q8	助成対象に「性感染症にかかる検査費用」は含まれますか。	A8	HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎などの「性感染症に係る検査費用」は、助成対象に含まれません。
Q9	証明書(様式第2号)作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	A9	証明書(様式第2号)作成にかかる文書料も対象となります。
Q10	検査開始日とはいつのことですか。	A10	検査を複数回にわたり受けた場合は、そのうち最も早い日をいいます。
Q11	検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。	A11	複数回にわたり検査を実施した場合も、助成の対象となります。
Q12	夫婦が別居していて別の都道府県(外国を含む)に居住しています。徳島県で申請できますか。	A12	申請日時点で、夫婦いずれかが徳島県内に住民票を有していれば申請できます。
Q13	申請は何回行えますか。	A13	1夫婦につき1回限り申請できます。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、まとめて申請ください。 なお、申請後に再度検査をした場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。
Q14	既に子どもがいる場合でも助成の対象となりますか。	A14	対象となります。ただし、以前に助成を受けている場合や不妊治療を受けている場合は対象となりません。
Q15	第1子は体外受精で授かり、今回、第2子を希望し、検査を考えています。助成の対象となりますか。	A15	過去に不妊治療を受けたことがあるため、助成対象となりません
Q16	県外の医療機関で不妊検査を受診しました。申請できますか。	A16	助成対象となりません
Q17	検査開始日時点では妻の年齢は39歳でしたが、検査を受診している間に、40歳に到達しました。その後の検査は対象となりますか。	A17	検査開始日時点で40歳未満であれば、検査の途中で40歳に達しても、検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。

Q18	検査開始日時点では、夫婦ともに徳島県外に居住していましたが、申請日時点で、徳島県内に住民票がある場合は、対象となりますか。	A18	対象となります。ただし、助成の対象となる医療機関は、県内の事業対象医療機関（県ホームページに掲載）に限ります。
<b>(2)治療期間と申請期限について</b>			
Q19	夫婦が別の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	A19	夫婦それぞれの初めての検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
Q20	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	A20	夫婦のどちらかが検査を開始した日から、検査を終了するまでとなります。なお、夫婦のいずれか早い方が検査を開始した日から最長1年となります。 （例）令和6年4月8日に検査を開始した場合、令和7年4月7日までの検査が助成対象です。
Q21	申請期限はありますか。	A21	原則、助成の対象となる検査が終了した日の属する年度内(4月1日から3月31日まで)です。
Q22	「夫婦ともに検査を受けていること」とはどういうことですか。	A22	夫婦のどちらかが検査を受けて1年以内にもう一方が検査を実施していることです。必ずしも、同じ医療機関に受診する必要はありません。
Q23	検査が終了しなければ申請できませんか。	A23	夫婦の自己負担額合計が2万5千円を超えた場合は、申請が可能となります。（助成の上限に達するため） この場合、医療機関の証明書（様式第2号）は、直近の受診日までの期間で作成するよう依頼してください。
Q24	複数回の検査の途中で、自己負担額が2万5千円を超えました。この時点で申請できますか。	A24	申請可能です。
Q25	検査が終了しましたが、自己負担額が2万5千円未満でした。申請できますか。	A25	申請可能です。 ただし、助成回数は夫婦1組につき1回のため、助成額が2万5千円未満の場合でも、再度助成申請することはできません。
<b>(3)医療機関について</b>			

Q26	受診する医療機関の指定はありますか。	A26	当助成事業の対象となる（証明書を発行できる）医療機関の一覧を徳島県ホームページに掲載しています。一覧に掲載されている以外の医療機関で受検した検査は、助成の対象外です。
Q27	夫婦が別の医療機関で受診している場合は対象になりますか。	A27	対象になります。その場合、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
Q28	検査の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	A28	転院があっても対象の医療機関であれば助成の対象となります。ただし、申請にあたっては、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
<b>(4)申請手続きについて</b>			
Q29	申請窓口はどこですか。郵送での申請は可能ですか。	A29	お住まいを管轄する保健所に郵送又は窓口にて書類を提出してください。郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、記録が残る方法で送付してください。
Q30	申請日はいつになりますか。	A30	窓口での申請の場合は、受理日が申請日になります。郵送での申請の場合は、消印日を申請日として取り扱います。
Q31	振込口座は、どの口座でもよいですか。	A31	申請者名義の口座であれば、どちらの口座を記入いただいてもかまいません。
<b>(5)申請書類について</b>			
Q32	申請書（様式第1号）の日付は、いつの日付を記入するのですか。	A32	申請書を記入した日にしてください。ただし、受付日は、申請書受理日となります。
Q33	申請書を書き間違えた場合は、どのように訂正すればよいですか。	A33	書き間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい内容を記入してください。修正テープ等での修正はしないでください。
Q34	住民票の写しは、夫と妻それぞれに必要ですか。	A34	まとめて記載されているもので結構です。夫と妻の住所、氏名、生年月日及び <b>続柄</b> が記載されているものに限りません。 <b>また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。</b>
Q35	マイナンバーが記載された住民票を取得してしまいました。再取得が必要ですか。	A35	マイナンバーを黒塗りして使用することができますので、再取得は不要です。

Q36	パートナーが県外在住の場合、県外の住民票も必要ですか。	A36	県内に在住している方の住民票だけで結構です。
Q37	事実婚の場合、両人の住民票が必要ですか。	A37	同一住所に登録(同一世帯)があり、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」、「同居人」等の記載がある場合は、1通の住民票の提出で結構です。 同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」として登録されている場合や、住所が別の場合は、それぞれ1枚ずつの住民票の提出が必要です。
Q38	外国籍であるため、戸籍謄本を提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。	A38	婚姻関係が確認できる書類(婚姻届受理証明書や、 自国で発行された婚姻証明書のコピー(翻訳添付))を提出してください。
Q39	領収書の提出は必要ですか。	A39	不要です。 領収内容は、受検医療機関で様式第2号に記載を依頼してください。
Q40	振込先口座の通帳がない場合は、どうしたらよいですか。	A40	通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーを提出してください。
Q41	申請書に不備があった場合はどうなりますか。	A41	申請書類の不備があった場合や、記載内容に疑義がある場合は、 電話等でご連絡します。 申請書(様式第1号)に日中連絡のつく電話番号(できれば携帯番号)を記載ください。
<b>(6)その他</b>			
Q42	助成金はどのくらいで振り込まれますか。	Q42	書類の不備がなければ、1~2ヶ月程度で指定口座に振り込みを行います。
Q43	提出した証明書や申請書の写しが必要ですが、後日返却やコピーを提供してもらえますか。	Q43	各申請書類の返却はできませんので、写しが必要な場合は、ご自身で提出前にコピーをとり保管ください。